

観光需要喚起対策事業 取扱要領

＜宿泊事業者用＞

(第1版：2026年9月18日時点)

第1 観光需要喚起対策事業について

観光需要喚起対策事業（以下「本事業」という。）は、一般社団法人長崎県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が実施する運營業務において、長崎県へ宿泊する旅行者が宿泊商品を購入する際に、宿泊事業者が割引を行うために必要な経費を支援する事業であり、これにより観光再生を図ることを目的としています。

本取扱要領は、令和八年熊本地震観光支援事業費補助金要綱、関係法令及び通知のほか、運營業務の仕様書に基づき、観光連盟及び運營業務の受託者（以下「事務局」という。）が宿泊事業者における対象商品の販売、実績報告その他必要な事項を定めるものです。

1. 定義等

- (1) 観光需要喚起対策事業による補助金は、宿泊料金に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金（以下「販売補助金」という。）です。
- (2) 本事業は、長崎県における1泊以上の宿泊サービスを対象とし、宿泊料金が割り引かれるもの（以下「対象商品」という。）です。
- (3) 「STAYNAVI」とは、株式会社ピアトゥーが運営する宿泊施設向けの予約管理システムです。
- (4) 「参画事業者」とは、STAYNAVIに登録され、かつ本事業への参画が認められた宿泊事業者です。
- (5) 本事業における定め（以下「規程類」という。）は次のとおりです。

名称	定義
観光需要喚起対策事業 取扱要領＜宿泊事業者用＞ （規程類においては「本取扱要領」という。）	業務の基本的な制度を示しています。
観光需要喚起対策事業 取扱マニュアル＜宿泊事業者用＞（規程類においては「取扱マニュアル＜宿泊事業者用＞」という。）	本取扱要領に基づき、審査基準となる制度等の解説や考え方を示しています。
観光需要喚起対策事業 FAQ＜宿泊事業者用＞	本取扱要領に基づき、実務に即して制度等を解説しています。
事務連絡	適宜メール等で発信されるもので、速やかな周知を目的とした内容を掲載します。

2. 事業期間

2026年10月1日（木）から2026年12月25日（金）宿泊分まで
（2026年12月26日（土）チェックアウトまで）

上記期間中であっても、配分された予算上限に達した時点で終了します。

※対象商品

- ・STAYNAVIより2026年9月28日（月）10:00以降に予約がなされた宿泊サービスが対象です。

3. 販売補助金の対象となる商品の販売者

販売補助金の対象となる商品（宿泊サービス）を販売する事業者は、次に掲げる参画事業者とします。

（1） 販売補助金の対象となる商品（宿泊サービス）を販売する事業者

旅館業法に基づき旅館業の許可を受けた宿泊事業者及び住宅宿泊事業法に基づき届出がなされた宿泊事業者とします。ただし、下宿営業若しくは風営法の適用を受ける宿泊施設を除きます。
また、デイクースは補助対象外です。

（2） 参画事業者資格

参画事業者は、STAYNAVIに登録され、かつ本事業への参画が認められた宿泊事業者です。

4. 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項

参画事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

（1） 大綱

- ① 本取扱要領を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。
- ② ①については、適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。

（2） 細目

- ① 旅行当日、旅行者（代表者）による利用証明書への署名等が必要であるため、旅行者への適切な周知を行うとともに、利用証明書の署名等の依頼、確認及び保管を行うこと。なお、旅行当日、宿泊施設において適切に利用証明書の署名等ができない場合は、販売補助対象外となることがあります。
- ② 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- ③ 架空予約など、予約を捏造しないこと。
- ④ 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、やむを得ない場合を除き、宿泊サービスの全部又は一部に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。
- ⑤ 宿泊料金の水増しなど、販売補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。

- ⑥ 本事業以外の国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による販売補助金の金額との合計額が販売価格（税及びサービス料を含む。以下同じ。）を超える場合、その超える部分は対象外です。
- ⑦ 参画事業者として STAYNAVI に登録され、かつ本事業への参画が認められた日以降に予約がなされた宿泊サービスが補助の対象です。これらの日より前に予約がなされた宿泊サービスは、他の条件を満たす場合であっても補助の対象外です。
- ⑧ 販売補助金の申請にあたっては、旅行者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ⑨ 対象商品の販売に際しては、国の補助事業であること並びに本来の価格及び割引後の価格（助成後の価格）を明示すること。
- ⑩ 対象商品の販売に際し、助成分をあらかじめ上乗せするなど、本来の価格を不当に設定しないこと。合理的な範囲を上回る高額な価格設定を行っていることが明らかである場合などは、国へ報告を行うとともに、厳正に対処します。
- ⑪ 取引先等の関係者に優先的に販売することを禁止します。
- ⑫ 観光支援という本事業の目的に照らし、ビジネス目的での本事業の利用防止策を講ずること。ただし、対象商品の利用目的については旅行者の自己申告によります。
- ⑬ 正当な理由なく、特定の旅行者が支援を受けられない等の差別的な取扱いが生じないようにすること。
- ⑭ 補助対象となる宿泊実績について、虚偽の登録、架空計上、重複計上その他不正な申請を行わないこと。
- ⑮ 別に定める誓約事項を遵守すること。
- ⑯ 反社会的勢力の排除

ア 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （イ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （ウ）暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- （エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- （オ）暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- （カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （キ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

イ アの（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

5. 販売補助金の対象となる商品

(1) 販売補助金の対象となる商品

本事業における販売補助金の対象となる商品は次のとおりであり、上記「4.販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」を遵守せずに販売された不適切な商品は対象外です。

● 宿泊商品（宿泊サービス単体商品）

STAYNAVI に登録され、かつ本事業へ参画が認められた宿泊事業者が提供する宿泊サービスである必要があります。

ただし、宿泊サービスのうち、利用開始時と利用終了時が同日（デイクース）であるものは除きます。

(2) 販売補助金の対象とする商品の基準・考え方

① 現金及び現金と同等に扱われる金券、換金目的や換金性の高いものを含まないこと。

換金性の高いものとは、次のとおりです。

ア 金券類（QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

ただし、金券類のうち、宿泊施設の館内利用券など、一定の条件を満たすものについては、商品に含めることが可能です。詳細は、取扱マニュアル＜宿泊事業者用＞に記載します。

イ 収入印紙や切手

② 宿泊商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。

③ 宿泊商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。

④ 旅行者自身が目的地での旅行期間中に購入又は利用するものであること。

⑤ ライセンスや資格の取得を目的としないもの。

⑥ 上記①から⑤までのほか、宿泊商品として不適切と認めるものは対象外です。

6. 販売補助金

(1) 販売補助率

宿泊商品（宿泊サービス単体商品）の総額の 50%とします。

宿泊税・入湯税は、総額に含めることができません。

なお、端数処理は 1 円単位（1 円未満は切り捨て）を基本とします。

(2) 販売補助金の上限額

宿泊商品（宿泊サービス単体商品） 1 商品 1 人あたり 20,000 円

(3) 利用回数の制限

なし

なお、販売補助金は、参画事業者に係るものとして配分された予算枠（以下「予算枠」という。）の範囲内で、STAYNAVI を通じて交付します。

7. 実績の確認及び書類の保存

(1) 宿泊実績の確認

- ① 販売補助金の対象は、参画事業者において、実際に宿泊が行われた商品に限ります。
- ② 参画事業者は、宿泊の実態を確認できるデータを保有し、観光連盟又は事務局の求めに応じて提出できる体制を整えなければなりません。当該データには、予約の内容を特定することができる番号、宿泊施設、宿泊人数、宿泊料金割引額及び割引後の支払額を含むものとします。
- ③ 観光連盟又は事務局は、必要に応じて、参画事業者が保有する宿泊台帳、予約記録、精算記録その他の関係書類との照合を行うことができます。参画事業者は、この照合に協力しなければなりません。
- ④ 観光連盟及び事務局は、旅行者を特定できる個人情報を取得しないことを原則とします。参画事業者が宿泊実績確認資料を提出する場合は、旅行者の氏名、住所、電話番号その他個人を特定できる情報をマスキングしてください。
- ⑤ 観光連盟又は事務局が求める資料を正当な理由なく提出しない場合は、当該案件を販売補助対象外とすることがあります。

(2) 書類の保存義務

- ① 参画事業者は、販売補助金の申請及び交付に関する資料、宿泊実績確認資料、販売補助金算定資料その他の関係書類を、事業終了年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- ② 保存する資料は、予約の内容を特定することができる番号、宿泊料金割引額、割引後の支払額、宿泊施設・宿泊人数が確認できる情報を含むものとします。
- ③ 個人情報を含む資料は、関係法令及び社内規程に基づき適切に管理してください。
- ④ 保存期間中に観光連盟又は事務局から資料の提出を求められた場合は、速やかに応じなければなりません。

8. その他

(1) 法令、言語、通貨及び時間

- ① 本事業において適用される法令は日本法とし、訴訟となった場合は、長崎県の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- ② 参画事業者は、観光連盟及び事務局との間に生じるすべての手続きについて、日本語及び日本国通貨を用いるものとします。また、販売補助金の送金に係る費用は事務局が負担し、返納に係る送金費用は参画事業者が負担します。
- ③ 本取扱要領において示す時間は、すべて日本標準時とします。

(2) その他

- ① 観光連盟又は事務局が、本取扱要領に定めるもののほか不適切であると判断した場合又は遵守す

べき事項が守られていないと判断した場合は、当該申請について販売補助金を交付しないこと、又は既に交付した販売補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、参画事業者は速やかに当該販売補助金を返納してください。

- ② 本取扱要領に定める遵守事項は、事業実施期間を含め、本事業が終了した年度の翌年度から 5 年間適用します。
- ③ 本事業に関する手続き及び補助事業の実施に伴って参画事業者が不利益を被る場合であっても、観光連盟及び事務局は一切の費用を負担しません。

第2 本事業における登録手続き

1. 本事業における登録申請(STAYNAVI を通じた申請について)

(1) 登録申請とは

宿泊事業者情報の登録、販売補助金の対象となる宿泊サービスの提供及び STAYNAVI を通じて販売補助金を受けるための申請をいいます。

なお、本事業参画中、事業譲渡を行う場合は、STAYNAVI により参画終了の手続きが必要です。また、事業を承継する事業者が引き続き本事業への参画を希望される場合、改めて登録申請が必要です。

(2) 登録申請の具体的な手続き

① 申請方法

STAYNAVI の規定等によります。

② 申請に必要な情報等

STAYNAVI の規定等によります。

(3) 登録の審査

STAYNAVI の規定等によります。

(4) 参画の取消し

観光連盟又は事務局は、参画事業者が規程類に違反した場合は、STAYNAVI に登録されている場合であっても、参画事業者としての取扱いを取り消すことができます。

2. 月次報告・実績報告の期間・方法

- (1) 参画事業者は、当該事業が完了するまでの間、月末締め、翌月 5 日までに STAYNAVI システムで精算期間の割引クーポンの承認を行ってください

- (2) STAYNAVI を通じて販売補助金の請求があった場合は、事務局が内容を審査の上、適正な内容であると確認したときに、STAYNAVI を通じて参画事業者の指定口座に販売補助金を振り込みます。

3. 補助金交付の条件

STAYNAVI を通じて参画事業者に対する販売補助金を交付するにあたり、事務局は観光連盟と協議のうえ、必要に応じて条件を付することができます。

4. 状況報告及び調査

(1) 抽出監査

- ① 観光連盟又は事務局は、販売補助金申請案件のうち任意に抽出した案件について、追加資料の提出を求めることができます。
- ② STAYNAVI 又は参画事業者は、宿泊の事実及び販売補助金算定の根拠を示す資料を提出しなければなりません。
- ③ 正当な理由なく提出しない場合は、当該案件を販売補助対象外とすることがあります。

(2) 実地調査

- ① 観光連盟又は事務局は、抽出監査の結果必要と認める場合、STAYNAVI 又は参画事業者に対し、必要な資料の提出、説明又は実地調査を求めることができます。
- ② STAYNAVI 又は参画事業者は、前号の調査又は監査に協力しなければなりません。
- ③ 正当な理由なく調査を拒否し、妨害し、又は忌避した場合は、観光連盟又は事務局は交付決定を取り消し、販売補助金の返還を命ずることができます。
- ④ 監査に要する費用は、原則として参画事業者の負担とします。

5. 補助金の取消し

観光連盟又は事務局は、STAYNAVI 又は参画事業者が規程類又は通知等に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、販売補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。販売補助金を交付した後においても同様とします。

6. 補助金の返還

観光連盟又は事務局は、販売補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、対象事業の全部又は当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとします。返還を命じられた STAYNAVI 又は参画事業者は、観光連盟又は事務局が指定する期日までに、遅滞なく販売補助金を返還しなければなりません。

第3 不正利用の防止について

STAYNAVI 又は参画事業者は、不正利用を未然に防止し、及び排除するために必要な措置を講じてください。

第4 お問い合わせ先

宿泊事業者用お問い合わせ窓口

「九州ふっこう応援割」 ながさきキャンペーン 事業者事務局

事業者コールセンター

095-824-3200

営業時間 平日 9:00～17:00